

公益社団法人新発田地域シルバー人材センター 役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 す る 規 程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人新発田地域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る こと を 目 的 と し、一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 に 関 す る 法 律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員 の 職 務 執 行 の 対 価 と し て 報 酬 を 支 給 す る こ と が で き る。

- 2 理事長の報酬は月額とする。
- 3 常務理事は無報酬とする。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とする。ただし、理事長は除く。
- 5 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員 の 報 酬 額 は、別 表 1 に 定 め る 金 額 と し て、理 事 会 の 承 認 を 得 て、決 定 す る も の と す る。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員は、理事会及びその他の会議に出席した都度報酬を支給する。

(報酬等の控除)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規定をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の執行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から執行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 役員の報酬額

理事長	1 か月につき 30,000 円
非常勤役員 (理事長は除く)	理事会及び監査会 1 日につき 3,500 円 理事会及び監査会以外の会議等 1 日につき 2,500 円

別表 2 費用の額

役員の管内職務に係る費用	実費相当額（交通費等） (1) 公共交通機関を利用した場合はその旅客運賃 (2) 自家用車を使用した場合は、1 キロメートルにつき 22 円 (1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)
役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
その他	実費